

井原市アスベスト改修事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物に吹付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を防止し、その生命及び身体の保護を図るため、分析調査事業及びアスベスト除去等事業を実施する当該民間建築物の所有者に対しその経費の一部を予算の範囲内において、井原市アスベスト改修事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分析調査 建築物に施工されている吹付け建材について市長が別表に定める基準に基づき行うアスベスト等含有の有無に係る調査をいう。
- (2) アスベスト除去等 建築物に施工されている吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの除去、封じ込め、囲い込み（アスベスト除去等以外の改修に合せて行う場合を含む。）又は吹付けアスベスト等が施工されている建築物の除去をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、分析調査及びアスベスト除去等を行う民間建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公租公課等を完納していない者は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助率は、次のとおりとする。ただし、当該事業について他の国庫補助金等を受けないものに限る。

区 分	補助対象経費	補 助 率
分析調査事業	分析調査に要する費用	補助対象経費の10分の10以内 ただし、250,000円を限度とする。
アスベスト除去等事業	アスベスト除去等（撤去・処分等）に要する費用	補助対象経費の3分の2以内 ただし、1,500万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）
- (2) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付申請書（アスベスト除去等事業）（様式

第2号)

(補助金交付決定等)

第6条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付が適当であると認めるときは第1号又は第3号により、補助金交付が不相当であると認めるときは第2号又は第4号により、補助事業者に通知するものとする。

- (1) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付決定通知書(分析調査事業)(様式第3号の1)
- (2) 井原市アスベスト改修事業費補助金不交付決定通知書(分析調査事業)(様式第3号の2)
- (3) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付決定通知書(アスベスト除去等事業)(様式第4号の1)
- (4) 井原市アスベスト改修事業費補助金不交付決定通知書(アスベスト除去等事業)(様式第4号の2)

(事業内容の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の書類を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じるとき。
 - (ア) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付変更申請書(分析調査事業)(様式第5号)
 - (イ) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付変更申請書(アスベスト除去等事業)(様式第6号)
- (2) 補助金額に変更が生じないとき。
 - (ア) 井原市アスベスト改修事業費補助事業変更承認申請書(分析調査事業)(様式第7号)
 - (イ) 井原市アスベスト改修事業費補助事業変更承認申請書(アスベスト除去等事業)(様式第8号)
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (ア) 井原市アスベスト改修事業費補助事業廃止(中止)承認申請書(分析調査事業)(様式第9号)
 - (イ) 井原市アスベスト改修事業費補助事業廃止(中止)承認申請書(アスベスト除去等事業)(様式第10号)

2 市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金額に変更が生じるとき。
 - (ア) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付決定変更通知書(分析調査事業)(様式第11号)
 - (イ) 井原市アスベスト改修事業費補助金交付決定変更通知書(アスベスト除去等事

業) (様式第12号)

(2) 補助金額に変更が生じないとき。

(ア) 井原市アスベスト改修事業費補助事業変更承認通知書(分析調査事業)(様式第13号)

(イ) 井原市アスベスト改修事業費補助事業変更承認通知書(アスベスト除去等事業)(様式第14号)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(ア) 井原市アスベスト改修事業費補助事業廃止(中止)承認通知書(分析調査事業)(様式第15号)

(イ) 井原市アスベスト改修事業費補助事業廃止(中止)承認通知書(アスベスト除去等事業)(様式第16号)

(実績報告)

第8条 補助事業者は補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、次の書類に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 井原市アスベスト改修事業費補助事業完了実績報告書(分析調査事業)(様式第17号)

(2) 井原市アスベスト改修事業費補助事業完了実績報告書(アスベスト除去等事業)(様式第18号)

(補助金の交付)

第9条 市長は前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(1) 井原市アスベスト改修事業費補助金額確定通知書(分析調査事業)(様式第19号)

(2) 井原市アスベスト改修事業費補助金額確定通知書(アスベスト除去等事業)(様式第20号)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月19日告示第62号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市アスベスト改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成26年1月21日告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市アスベスト改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年1月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

井原市アスベスト改修事業費補助金交付要綱第2条第1号の規定に基づき市長が定める基準

別表（第2条関係）

井原市アスベスト改修事業費補助金交付要綱第2条第1号の規定に基づき市長が定める基準

分析調査は、平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」及び平成20年7月17日付け基安化発第0717003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」に基づき行うアスベスト含有の有無に係る調査とする。